

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース  
2016/8/30号 (No. 234)

=====

【最新ニュース・クリッピング】

○ 法律・法規等

1. 国家工商総局、「消費者權益保護法実施条例」意見募集稿を公表(工商総局公式サイト 2016年8月8日)
2. 江蘇省、「専利發明者奨励弁法」を施行、發明創造を奨励(国家知識産権網 2016年8月5日)

○ 中央政府の動き

1. 国家知識産権局、専利品質改善活動に関するシンポジウムを開催(国家知識産権網 2016年8月5日)

○ 地方政府の動き

1. 天津知識産権局、自貿試験区知財保護共同会議を開催(国家知識産権網 2016年8月11日)
2. 寧波市、知的財産権運用・保護促進の4施策打ち出す(国家知識産権網 2016年8月9日)
3. 河南省、知的財産権戦略実施活動共同会議制度を導入(国家知識産権網 2016年8月5日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

1. 重慶市、第3四半期の権利侵害摘発活動要点を決定(国家知識産権網 2016年8月9日)

○ 統計関連

1. 雲南省、上半期専利出願件数が1万34件、安定的に増加(国家知識産権網 2016年8月9日)

=====

●ニュース本文

○ 法律・法規等

★★★1. 国家工商総局、「消費者權益保護法実施条例」意見募集稿を公表★★★

8月5日、国家工商行政管理総局が「消費者權益保護法実施条例」意見募集稿を公表した。9月5日まで一般向け意見を募集する。

「実施条例」は8章、70条からなる。総則、消費者権利・経営者義務に関する一般規定、消費者権利・経営者義務に関する特別規定、消費者權益の行政的保護、消費者權益の社会的保護、消費争議の解決、法律責任、附則が含まれる。消費者が強く関心を抱く問題についての対応策、サービス分野の権利保護問題に関する明確な規定、消費者協会の役割発揮、権利保護に関する法的責任などの内容が盛り込まれている。

意見募集稿に関する意見は、国家工商総局の公式サイトからのオンライン、または書簡、電子メールなどで提出することができる。

(出典：工商総局公式サイト 2016年8月8日)

★★★2. 江蘇省、「専利發明者奨励弁法」を施行、發明創造を奨励★★★

江蘇省政府はこのほど、「江蘇省専利發明者奨励弁法」を發布し、施行した。人々のイノベーション意識を高め、發明創造を奨励することが狙いで、イノベーションによる発展駆動戦略の徹底、牽引型知的財産権強省建設の加速を後押しする重要な施策とみられる。

同「奨励弁法」によると、江蘇省は専利発明者賞を設立し、発明創造で目立った貢献をした特許、実用新案の発明者、意匠設計者を表彰する。選定は2年に1回行う。1回の受賞者数は10人以内とし、省政府が受賞者にそれぞれ10万人民元の報奨金と賞状を与える。

「奨励弁法」にはまた、賞の応募要件、実施組織、選定フローなどに関する内容が盛り込まれている。

(出典：国家知識産権網 2016年8月5日)

## ○ 中央政府の動き

### ★★★1. 国家知識産権局、専利品質改善活動に関するシンポジウムを開催★★★

8月3日、国家知識産権局が専利（特許、実用新案、意匠）品質改善活動に関するシンポジウムを開催した。国家知識産権局申長兩局長が出席し、演説を行った。

申長兩局長は、知的財産権大国から知的財産権強国への転換は、2016年～2020年の第十三次五カ年計画期における知的財産権事業の最重要点であると指摘し、様々な措置を講じて、専利品質の改善を促進し、知的財産権強国の早期実現に努めなければならないと強調した。

国家知識産権局の専利管理司、規画発展司、専利局審査業務管理部、専利複審委員会と、専利審査協力北京センター、中華全国専利代理人協会などの責任者がシンポジウムにおいて、それぞれの実務や専利品質改善活動について交流を行った。

(出典：国家知識産権網 2016年8月5日)

## ○ 地方政府の動き

### ★★★1. 天津知識産権局、自貿試験区知財保護共同会議を開催★★★

8月9日、天津市知識産権局、天津市市場監督管理委員会、天津税関が、天津自由貿易試験区の知的財産権保護に関する共同会議を開催した。これまでの活動を総括した上、当面の情勢を分析し、今後の活動方針を検討した。

会議において、「中国（天津）自由貿易試験区総体方案」、「中国（天津）自由貿易試験区条例」などを踏まえて、自由貿易試験区における知的財産権保護のさらなる改善や、「知的財産権法執行協同調整センター」枠組みの下における知的財産権保護活動の主要事項について討議が交わされ、▽共同会議の定期開催、▽自由貿易試験区における共同法執行活動の強化、▽情報共有制度の確立と情報共有システムの構築——の3つで合意が達された。

(出典：国家知識産権網 2016年8月11日)

### ★★★2. 寧波市、知的財産権運用・保護促進の4施策打ち出す★★★

寧波市は1～6月の専利（特許、実用新案、意匠）出願が3万3869件、専利登録が1万4776件にそれぞれ達した。この中で、企業による専利出願が65.2%、専利登録が76%を占める。特許部門では企業による出願件数が全体の59.5%に当たる7950件、登録件数が同72.2%の3116件となっている。知的財産権の創造における企業の優位性が明らかに示される。

また、寧波市は企業のイノベーション能力、意識を更に促し、主要技術の産業化運用を推進することを狙い、▽政策の整備・規範化、イノベーション方向性の明確化、▽取引プラットフォームの整備、知的財産権の運用促進、▽企業現場での指導と、企業によるイノベーションへの支援の強化、▽専利保護の強化と保護体制の整備——の4施策を打ち出した。

(出典：国家知識産権網 2016年8月9日)

### ★★★3. 河南省、知的財産権戦略実施活動共同会議制度を導入★★★

知的財産権戦略の実施を徹底し、知的財産権強省建設事業を加速させることを狙い、河南省政府弁公庁が8月2日、河南省の知的財産権戦略実施活動共同会議制度の導入に関する通達を出した。

共同会議は省知識産権局を始め、裁判所、検察院、発展改革委員会、科技庁、工業・情報化委員会、公安庁、工商局、質量監督局、版權局などを含む 34 部門からなり、省政府の知的財産権担当責任者が会議の招集者を務める。省政府の指導の下、河南省の知的財産権戦略の実施と知的財産権強省建設活動を統括する。主要業務には、▽知的財産権戦略の実施と強省建設活動の重大方針の研究、▽知的財産権戦略と強省建設活動の具体的な実施計画の研究、作成、▽知的財産権戦略と強省建設活動の推進で浮上した重大課題の対応——などが含まれる。

(出典：国家知識産権網 2016 年 8 月 5 日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

★★★1. 重慶市、第 3 四半期の権利侵害摘発活動要点を決定★★★

8 月 3 日、重慶市の知的財産権侵害模倣品摘発活動指導グループ弁公室が第 3 四半期指導グループ連絡員会合を開催した。会合で上半期の活動状況が報告され、下半期の活動要点が決定された。市知識産権局の李雨峰副局長が出席し、演説を行った。市総合治理弁公室、商務委員会、検察院、公安局、工商局、質量監督局など 30 数部門の連絡員が会合に参加した。

重慶市は今年上半期、行政法執行と刑事司法の連携促進、行政処罰情報公開、重大事件・重点領域の取締強化などに取り組み、行政法執行、犯罪事件摘発、権利侵害事件裁判などの各分野で成果を上げている。下半期の活動要点として、特別行動の展開、行政・司法の連携強化、行政処罰情報の公開、長期体制の整備、日常の交流・研修活動の強化などに引き続き注力することが会合で明らかにされた。

(出典：国家知識産権網 2016 年 8 月 9 日)

○ 統計関連

★★★1. 雲南省、上半期専利出願件数が 1 万 34 件、安定的に増加★★★

雲南省の専利（特許、実用新案、意匠）出願件数が安定的に増加している。1～6 月の専利出願が 1 万 34 件、前年同期より 38.53%増えた。この中で、特許が同 27.48%増の 3414 件、実用新案が同 49.91%増の 5686 件、意匠が同 20.98%増の 934 件となっている。

上半期の専利登録件数が前年同期比 1.47%増の 5596 件であった。この中で、特許が 1221 件で 26.97%増加し、実用新案が 3587 件で 6.41%増加した一方、意匠登録件数が 788 件で、33.23%減少した。企業によると専利出願が 5466 件、同 38.87%増、専利登録が 3743 件、同 9.51%増となっている。

6 月末時点の有効特許が 8497 件、人口 1 万人あたり特許保有件数が 1.80 件で、昨年末の 1.61 件に比べて 11.80%増加した。

(出典：国家知識産権網 2016 年 8 月 9 日)

---

【配信停止】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みません。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

=====

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved